



2019年2月19日

各位

会社名 マブチモーター株式会社
代表者名 代表取締役社長 大越 博雄
(コード番号6592 東証第1部)
問合せ先 執行役員管理本部長 古今 敬之
(TEL. 047-710-1127)

(開示事項の中止)「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入中止及び「第三者割当による自己株式の処分」の中止に関するお知らせ

当社は、2019年2月14日開催の取締役会において、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入及び、「第三者割当による自己株式の処分」を行うことについて決議しましたが、制度内容の詳細について見直しを行うべき部分がある事から、2019年2月19日付で再度取締役会決議を行い、これらを中止することを決議いたしましたので、お知らせいたします。これによる当社業績予想への影響はございません。

なお、当該第三者割当による自己株式処分に関し2019年2月14日に関東財務局に提出いたしました有価証券届出書につきましては、本日付で届出の取下げ願いを提出しております。

(ご参考) 2019年2月14日付適時開示資料より抜粋いたしました。

E-Ship 信託の概要

- (1) 名称： マブチモーター従業員持株会専用信託
- (2) 委託者： 当社
- (3) 受託者： 野村信託銀行株式会社
- (4) 受益者： 受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。）
- (5) 信託契約締結日： 2019年2月14日
- (6) 信託の期間： 2019年2月14日～2022年3月29日
- (7) 信託の目的： 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
- (8) 受益者適格要件： 受益者確定手続開始日（信託期間満了日が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が本持株会へ全て売却された日等）において生存し、かつ、本持株会に加入している者（但し、信託契約締結日以降受益者確定手続開始日までに、定年退職、転籍、役員への昇格によって本持株会を退会した者を含みます。）を受益者とします。

(ご参考) 2019年2月14日付適時開示資料より抜粋いたしました。

第三者割当による自己株式の処分 処分要領

- (1) 処分期日 2019年3月15日
- (2) 処分株式数 153,800株
- (3) 処分価額 1株につき3,965円
- (4) 処分価額総額 609,817,000円
- (5) 処分先 野村信託銀行株式会社（マブチモーター従業員持株会専用信託口）

以上